

個人情報に係る管理規定

1 基本的事項

- (1) 受注者は、委託業務に係る個人情報（以下単に「個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、個人情報の処理に従事する者（形態の如何を問わず、個人情報を処理する作業に携わる全ての者をいう。以下「作業従事者」という。）に対し、個人情報の保護に関する研修を実施すること等により、個人情報の保護に対する意識の向上を図るとともに、個人情報の保護に関し必要な指導監督に当たらなければならない。
- (2) 受注者は、個人情報の保護に関して自らが負う責務を確実に果たすことができるよう、作業従事者について、必要な措置を講じなければならない。
- (3) 受注者は、個人情報の紛失、改ざん、破損、漏洩等（以下「個人情報に係る事故」という。）の発生が発注者に与える影響を理解し、個人情報に係る事故が生じないよう、最大限の配慮をもって個人情報を適正に管理しなければならない。

2 作業責任者等の設置等

- (1) 受注者は、作業従事者の中から、個人情報を処理する作業に係る責任者を定めるとともに、当該責任者（以下「作業責任者」という。）と作業従事者を書面により発注者に報告しなければならない。
- (2) 作業責任者は、作業従事者が枚方市個人情報保護条例及びこの覚書に従って適正に委託業務の処理に当たるよう指導・監督しなければならない。
- (3) 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、枚方市個人情報保護条例及びこの覚書に則して適正に委託業務の処理に当たらなければならない。
- (4) 受注者は、作業責任者を変更するときは、その旨をあらかじめ書面により発注者に届け出るとともに、その承認を受けなければならない。
- (5) 受注者は、作業従事者を変更するときは、その旨をあらかじめ書面により発注者に報告しなければならない。

3 個人情報の保護に関する誓約書の提出

受注者は、発注者の指示があった場合は、個人情報の適正な管理を徹底させるとともに、個人情報保護の意識を高めるため、委託業務の処理に当たらせる前に、作業責任者及び作業従事者に対して、個人情報の保護に関する誓約書（別紙）を提出させるとともに、作業責任者が提出した誓約書については原本を、作業従事者が提出した誓約書についてはその写しを、発注者に提出しなければならない。

4 作業場所の特定

- (1) 受注者は、個人情報を処理する作業を行う場所（以下「作業場所」という。）を定めるとともに、委託業務に着手する前に、書面により発注者に報告しなければならない。作業場所を変更するときも同様とする。
- (2) 受注者は、発注者の事務所内に作業場所を設置した場合においては、作業責任者及び業従

事者の身分を明らかにするため、それらの者に対し、受注者が発行する身分証明書を常時携帯させなければならない。

- (3) 受注者は、作業責任者及び作業従事者が受注者の従業員でなくなったとき又は発注者の事務所内の作業場所において従事する必要がなくなったときは、その者に係る身分証明書を回収しなければならない。

5 個人情報の管理

受注者は、個人情報を保管している間においては、次の各号に定めるところにより、個人情報を管理しなければならない。

- (1) 個人情報は、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室の管理が可能な保管室において保管すること。
- (2) 発注者が指定した場所に持ち出す場合を除き、前号の保管場所又は作業場所以外の場所に個人情報を持ち出さないこと。
- (3) 個人情報を電子データで持ち出す場合は、発注者の承認を得た暗号化処理その他の保護措置を施すこと。
- (4) 個人情報を持ち出す場合は、その移送時の体制を明確にすること。
- (5) 個人情報を電子データで保管する場合は、当該電子データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性を定期的に点検すること。
- (6) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報を利用した者、保管場所その他の個人情報の管理の状況について当該台帳に記録すること。
- (7) 作業場所に、私用のパソコン、私用の外部記録媒体その他私用の情報機器を持ち込ませないこと。
- (8) 個人情報を処理するパソコン等については、ID及びパスワードを設定する等のセキュリティ措置を講じ、作業責任者及び作業従事者以外の者が個人情報を処理できないようにすること。
- (9) 個人情報を処理するパソコンについては、業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

6 個人情報の受渡しに係る記録

発注者受注者間の個人情報の受渡しについては、発注者が指定した手段、日時及び場所で行うものとし、当該受渡しに際しては、受注者は、発注者に対して個人情報の預り証を提出しなければならない。

- 7 受注者は、個人情報に係る事故が発生した場合において、発注者その他の関係者との連絡、被害の拡大防止、復旧及び再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、あらかじめ緊急時対応計画を策定しなければならない。